

伊勢市公報

第410号
令和4年12月5日
月曜日

目次

規則	
○ 伊勢市公印規則及び伊勢市会計規則の一部を改正する規則	2
上下水道事業訓令	
○ 伊勢市水道開栓手数料不納欠損処分取扱要領	6
告示	
○ 放置自転車等の撤去及び保管について	10
○ 市議会定例会の招集について	12
○ 指定納付受託者の指定について	13
上下水道事業告示	
○ 流域関連公共下水道の供用開始について	15
公告	
○ 新型コロナウイルス感染症ワクチンに係る予防接種の実施の公告事項の変更について	16
○ 公示送達	18
○ パブリックコメントの実施について	19
○ パブリックコメントの実施について	22
○ 地籍調査に係る地図及び簿冊の閲覧について	25

伊勢市公印規則及び伊勢市会計規則の一部を改正する規則をここに公布
する。

令和4年11月30日

伊勢市長 鈴木 健 一

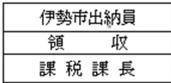
伊勢市規則第48号

伊勢市公印規則及び伊勢市会計規則の一部を改正する規則
 (伊勢市公印規則の一部改正)

第1条 伊勢市公印規則(平成17年伊勢市規則第7号)の一部を次のように改正する。

別表出納員印の項中

「

	楷書	長方 縦14 横36	評価・納税・事業・所得・租税・課税・廃車等証明手数料・公簿・公文書・図面の閲覧照合手数料・自動車臨時運行許可手数料及びその他課税課の所管事務に係る諸収入金の収納	課税課長	1
	楷書	方18	租税その他収納推進課の所管事務に係る諸収入金の収納	収納推進課長	1

を

」

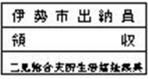
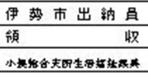
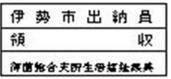
「

	楷書	方18	租税その他収納 推進課の所管事 務に係る諸収入 金の収納	収 納 推 進課長	1
---	----	-----	---------------------------------------	--------------	---

に、

」

「

	楷書	方14	上下水道部の所 管事務(市長の 権限に属する事 務に限る。)に係 る諸収入金の収 納	料 金 課 長	1
	楷書	長方 縦14 横49	二見総合支所生 活福祉課の所管 事務に係る諸収 入金の収納	二 見 総 合 支 所 生 活 福 祉課長	1
	楷書	長方 縦14 横49	小俣総合支所生 活福祉課の所管 事務に係る諸収 入金の収納	小 俣 総 合 支 所 生 活 福 祉課長	1
	楷書	長方 縦14 横49	御菌総合支所生 活福祉課の所管 事務に係る諸収 入金の収納	御 菌 総 合 支 所 生 活 福 祉課長	1

を

」

「

	楷書	方14	上下水道部の所管事務(市長の権限に属する事務に限る。)に係る諸収入金の収納	料金課長	1
---	----	-----	---------------------------------------	------	---

に

」

改める。

(伊勢市会計規則の一部改正)

第2条 伊勢市会計規則(平成17年伊勢市規則第42号)の一部を次のように改正する。

第16条第2項ただし書中「自動交付機等による領収の票」を「次の各号に掲げる収入を収納したときは、当該各号に定めるもの」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 金銭登録機を使用して収納する収入(総務部課税課及び各総合支所生活福祉課の所管事務に係るものに限る。) 金銭登録機による記録紙
- (2) 自動交付機を使用して収納する収入 自動交付機による領収の票
附 則

この規則は、令和4年12月1日から施行する。

伊勢市水道開栓手数料不納欠損処分取扱要領を次のように定める。

令和4年11月16日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市上下水道事業訓令第1号

伊勢市水道開栓手数料不納欠損処分取扱要領

(趣旨)

第1条 この訓令は、水道開栓手数料（伊勢市上水道給水条例（平成17年伊勢市条例第170号）第36条第4号に規定する手数料をいう。以下同じ。）の徴収事務を能率的に処理するため、不納欠損処分及び納付し、又は納入する義務の消滅に関する取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(消滅時効による不納欠損処分)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第236条第1項及び第2項に規定する時効の完成により、水道開栓手数料に係る徴収金の徴収権が消滅したときには、不納欠損処分をする。

(滞納処分の停止の継続による不納欠損処分)

第3条 地方税法（昭和25年法律第226号）第15条の7第4項に規定する滞納処分の執行停止が3年間継続したことにより、水道開栓手数料に係る徴収金を納付し、又は納入する義務が消滅したときは、不納欠損処分をする。

(滞納処分の停止に伴う不納欠損処分)

第4条 地方税法第15条の7第5項の規定により、次の各号のいずれかに該当するため水道開栓手数料に係る徴収金を徴収することができないことが明らかであるときは、滞納処分の停止を行った後直ちに水道開栓手数料に係る徴収金を納付し、又は納入する義務を消滅させ、不納欠損処分をする。

- (1) 限定承認をした相続人が、その相続によって承継した財産の価値を限度として納付（換価を含む。）をしてもなお未納があるとき。
- (2) 解散した法人又は解散の登記はないが廃業をして将来事業再開の見

込みがない法人について、滞納処分をすることができる財産がないとき。

- (3) 株式会社について、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 204 条第 1 項の規定により、その会社が免責されたとき。
- (4) 繰越滞納分であって、滞納者に滞納処分することができる財産がなく、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）による保護又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）による支援給付を受けているとき。
- (5) 滞納処分（競落財産を含む。）による換価を行った後において当該徴収金に残余がある場合であって、他に滞納処分をすることができる財産がないとき。
- (6) 繰越滞納分であって、滞納者が死亡し、その遺留財産がないとき。
- (7) 滞納者が国外に移住し、滞納処分をすることができる財産がなく、かつ、将来入国し、又は納付する見込みがないとき。

（不納欠損処分の決定の手続）

第 5 条 不納欠損処分は、不納欠損処分伺書により決定する。

2 前項の規定により決定する場合においては、次に掲げる証明書等によって確認しなければならない。

- (1) 前条第 1 号又は第 3 号から第 7 号までに掲げる事実については、官公署が発行した証明書等
- (2) 前条第 2 号又は第 4 号から第 7 号までに掲げる財産については、公簿により確認した経過が記録してある滞納整理経過票
- (3) 当該処分に係る滞納整理経過票及び滞納整理個票

（その他）

第 6 条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

伊勢市告示第 165 号

伊勢市自転車等の放置防止及び適正な処理に関する条例(平成 25 年伊勢市条例第 19 号) 第 12 条第 2 項及び第 13 条第 2 項並びに第 14 条第 1 項の規定により、放置されていた自転車等を撤去し、保管したので、同条第 2 項の規定により告示します。

令和 4 年 11 月 18 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 保管自転車等の種類、自転車等を撤去した日時、保管自転車等が放置されていた場所等

保管自転車等の種類	自転車等を撤去した日時	保管自転車等が放置されていた場所	台数
自転車	令和 4 年 10 月 27 日 午前 9 時	宇治山田駅前第 5 駐輪場 (伊勢市岩淵 2 丁目地内)	12 台
〃	〃	宇治山田駅前第 2 駐輪場 (伊勢市吹上 2 丁目地内)	14 台
〃	令和 4 年 10 月 27 日 午前 10 時 30 分	宇治山田駅前第 1 駐輪場 (伊勢市吹上 2 丁目地内)	8 台
〃	〃	宇治山田駅前第 3 駐輪場 (伊勢市岩淵 2 丁目地内)	7 台
〃	〃	宇治山田駅前第 4 駐輪場 (伊勢市岩淵 1 丁目地内)	1 台
原動機付 自転車	〃	宇治山田駅前第 4 駐輪場 (伊勢市岩淵 1 丁目地内)	1 台
計			43 台

2 保管場所

自転車等保管場所（伊勢市二見町三津地内、伊勢市二見町西地内、伊勢市小俣町相合地内又は伊勢市御薊町高向地内）

3 保管期間

告示の日から60日間

4 保管期間経過後の措置

保管期間を経過してもなお保管自転車等を返還することができない場合は、伊勢市自転車等の放置防止及び適正な処理に関する条例第17条第1項の規定により、当該保管自転車等について廃棄等の処分をすることがあります。

5 連絡先

放置自転車等管理業務委託先 株式会社エボリューション

電話番号 080-1580-8974

伊勢市告示第 166 号

伊勢市議会定例会を次のとおり招集します。

令和 4 年 11 月 28 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 招集の日時 令和 4 年 12 月 5 日（月） 午前 10 時
- 2 招集の場所 伊勢市議会議場

伊勢市告示第 167 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 231 条の 2 の 3 第 1 項の規定に基づき、ブリッジ・モーション・トゥモロー株式会社が提供する決済システムを利用して納付される次の歳入等の指定納付受託者を次のとおり指定したので、同条第 2 項の規定に基づき、次のように告示します。

令和 4 年 11 月 28 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 指定納付受託者の名称及び事務所の所在地
ブリッジ・モーション・トゥモロー株式会社
東京都品川区西五反田 7 丁目 7 番 7 号 S G スクエア 7 階
- 2 指定をした日
令和 4 年 11 月 8 日
- 3 指定納付受託者に納付させる歳入等
 - (1) 税務諸手数料（総務部課税課、二見総合支所生活福祉課、小俣総合支所生活福祉課及び御薊総合支所生活福祉課（以下「総務部課税課等」という。）が取り扱うものに限る。）
 - (2) 自動車臨時運行許可手数料（総務部課税課等が取り扱うものに限る。）
 - (3) 標識弁償金（総務部課税課等が取り扱うものに限る。）
 - (4) 戸籍等証明手数料（二見総合支所生活福祉課、小俣総合支所生活福

祉課及び御菌総合支所生活福祉課（以下「各総合支所生活福祉課」という。）が取り扱うものに限る。）

- (5) マイナンバーカード再発行手数料（各総合支所生活福祉課が取り扱うものに限る。）
- (6) 電子証明書発行手数料（各総合支所生活福祉課が取り扱うものに限る。）
- (7) コピー使用料（各総合支所生活福祉課が取り扱うものに限る。）
- (8) 郵便料金負担金（小俣総合支所生活福祉課が取り扱うものに限る。）

4 指定期間

令和4年12月1日から令和4年12月31日まで

伊勢市上下水道事業告示第 16 号

流域関連公共下水道の供用を開始するので、下水道法(昭和 33 年法律第 79 号)第 9 条の規定に基づき、次のとおり告示します。

その関係図面は、令和 4 年 11 月 17 日から 2 週間、伊勢市上下水道部下水道施設管理課窓口にて備え置いて、一般の縦覧に供します。

令和 4 年 11 月 16 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 供用(下水の処理)を開始する年月日
令和 4 年 12 月 1 日
- 2 供用(下水の処理)を開始する区域
辻久留 1 丁目、二俣 2 丁目及び二俣 3 丁目の各一部
- 3 供用を開始する排水施設の位置
縦覧に供する関係図面において表示します。
- 4 当該公共下水道が接続する流域下水道の終末処理場の位置及び名称
位置 伊勢市大湊町 1126 番地
名称 宮川浄化センター
- 5 供用を開始する排水施設の合流式又は分流式の別
分流式

伊勢市公告第 77 号

令和 4 年 9 月 30 日伊勢市公告第 70 号（新型コロナウイルス感染症ワクチンに係る予防接種の実施について）の一部を次のように変更します。

令和 4 年 11 月 18 日

伊勢市長 鈴木 健 一

第 4 項第 2 号の表中

「

岩田医院	伊勢市二俣 1 丁目 4 番 16 号
------	---------------------

岩田 吉史

を

「

岩田医院	伊勢市二俣 1 丁目 4 番 16 号
うめだクリニック	伊勢市小木町 520 番地 1

岩田 吉史

に改める。

梅田 佳樹

第 5 項に次の 1 号を加える。

- (6) 乳幼児用ファイザー社新型コロナウイルス修飾ウリジン RNA ワクチン (SARS-CoV-2)

第6項第1号中オを削り、同号カ中「アからオまで」を「アからエまで」に改め、同号カを同号オとする。

伊勢市公告第 78 号

公 示 送 達

下記の者の配当計算書（謄本）、充当通知書、交付要求通知書及び差押解除通知書は、住所、居住等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 の規定により公示送達をします。

なお、当該書類は、総務部収納推進課に保管してありますから、来庁の上、受領してください。

令和 4 年 11 月 18 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

公示送達を受けるべき者の氏名及び住所

氏 名	住 所
省 略	省 略

伊勢市公告第 79 号

伊勢市バリアフリー基本構想【伊勢市駅・宇治山田駅周辺地区】を作成したいので、伊勢市政策意見提出制度（パブリック・コメント制度）実施要綱（平成 17 年 11 月 1 日施行）第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり伊勢市バリアフリー基本構想【伊勢市駅・宇治山田駅周辺地区】（案）を公表します。

なお、伊勢市バリアフリー基本構想【伊勢市駅・宇治山田駅周辺地区】（案）について、次に定めるところにより伊勢市に意見を提出することができます。

令和 4 年 11 月 25 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 公表する計画案

伊勢市バリアフリー基本構想【伊勢市駅・宇治山田駅周辺地区】（案）案は省略し、次項に掲げる場所に備え置くとともに、市のホームページに掲載して縦覧に供します。

2 縦覧場所

- (1) 伊勢市役所本館 1 階市民ホール
- (2) 都市整備部都市計画課
- (3) 総務部総務課
- (4) 健康福祉部高齢・障がい福祉課
- (5) 二見総合支所生活福祉課
- (6) 小俣総合支所生活福祉課

- (7) 御菌総合支所生活福祉課
- (8) 神社支所
- (9) 大湊支所
- (10) 宮本支所
- (11) 浜郷支所
- (12) 豊浜支所
- (13) 北浜支所
- (14) 城田支所
- (15) 四郷支所
- (16) 沼木支所
- (17) 伊勢市立伊勢図書館
- (18) 伊勢市立小俣図書館
- (19) 伊勢市福祉健康センター
- (20) 伊勢市生涯学習センター
- (21) 伊勢市二見生涯学習センター
- (22) いせ市民活動センター

3 縦覧期間

自 令和4年11月25日（金）

至 令和4年12月26日（月）

4 意見の提出

- (1) 意見を提出することができる者
 - ア 市内に住所を有する者
 - イ 市内に事務所又は事業所を有する者
 - ウ 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者
 - エ 市内に存する学校に在学する者
 - オ 本市に対して納税義務を有する者

カ アからオまでに掲げるもののほか、政策意見提出制度に係る事案
に利害関係を有する者

(2) 意見の提出方法

氏名、住所及び電話番号を明記の上、「伊勢市バリアフリー基本構想
【伊勢市駅・宇治山田駅周辺地区】(案)」に対する意見として、伊勢
市都市整備部都市計画課に持参、郵送、ファクシミリ、電子メール又
はインターネットを利用する方法(電子メールを除く。)で提出してく
ださい。

[提出先]

伊勢市都市整備部都市計画課 伊勢市役所本館 4階

郵送 〒516-8601

伊勢市岩淵1丁目7番29号 伊勢市役所 都市計画課

ファクシミリ 0596-21-5585

電子メール toshikei@city.ise.mie.jp

インターネットを利用する方法(電子メールを除く。)

[https://ttzk.graffer.jp/city-ise/smart-apply/apply-proce
dure-alias/barrier-free-kihonkousou](https://ttzk.graffer.jp/city-ise/smart-apply/apply-procedure-alias/barrier-free-kihonkousou)

(3) 意見の提出期限

令和4年12月26日(月)【必着】

(4) 問い合わせ先

伊勢市都市整備部都市計画課 電話 0596-21-5591

伊勢市公告第 80 号

伊勢市立地適正化計画を変更したいので、伊勢市政策意見提出制度（パブリック・コメント制度）実施要綱（平成 17 年 11 月 1 日施行）第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり伊勢市立地適正化計画の変更（案）を公表します。

なお、伊勢市立地適正化計画の変更（案）について、次に定めるところにより伊勢市に意見を提出することができます。

令和 4 年 11 月 25 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 公表する計画案

伊勢市立地適正化計画の変更（案）

案は省略し、次項に掲げる場所に備え置くとともに、市のホームページに掲載して縦覧に供します。

2 縦覧場所

- (1) 伊勢市役所本館 1 階市民ホール
- (2) 都市整備部都市計画課
- (3) 総務部総務課
- (4) 二見総合支所生活福祉課
- (5) 小俣総合支所生活福祉課
- (6) 御菌総合支所生活福祉課
- (7) 神社支所
- (8) 大湊支所

- (9) 宮本支所
- (10) 浜郷支所
- (11) 豊浜支所
- (12) 北浜支所
- (13) 城田支所
- (14) 四郷支所
- (15) 沼木支所
- (16) 伊勢市立伊勢図書館
- (17) 伊勢市立小俣図書館
- (18) 伊勢市生涯学習センター
- (19) 伊勢市二見生涯学習センター
- (20) いせ市民活動センター

3 縦覧期間

自 令和4年11月25日（金）

至 令和4年12月26日（月）

4 意見の提出

(1) 意見を提出することができる者

ア 市内に住所を有する者

イ 市内に事務所又は事業所を有する者

ウ 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者

エ 市内に存する学校に在学する者

オ 本市に対して納税義務を有する者

カ アからオまでに掲げるもののほか、政策意見提出制度に係る事案に利害関係を有する者

(2) 意見の提出方法

氏名、住所及び電話番号を明記の上、「伊勢市立地適正化計画の変更

(案) 」に対する意見として、伊勢市都市整備部都市計画課に持参、郵送、ファクシミリ、電子メール又はインターネットを利用する方法(電子メールを除く。)で提出してください。

[提出先]

伊勢市都市整備部都市計画課

郵送 〒516-8601

伊勢市岩淵1丁目7番29号 伊勢市役所 都市計画課

ファクシミリ 0596-21-5585

電子メール toshikei@city.ise.mie.jp

インターネットを利用する方法(電子メールを除く。)

<https://ttzk.graffer.jp/city-ise/smart-apply/apply-procedure-alias/rittitekiseikakeikaku>

(3) 意見の提出期限

令和4年12月26日(月)【必着】

(4) 問い合わせ先

伊勢市都市整備部都市計画課 電話 0596-21-5591

伊勢市公告第81号

河崎2地域内の土地について、国土調査法（昭和26年法律第180号）による地籍調査を行い、地図及び簿冊を作成したので、同法第17条第1項の規定により公告します。

なお、当該地図及び簿冊は、次のとおり一般の閲覧に供します。

令和4年11月28日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 地図及び簿冊の名称

河崎2（河崎2丁目）の地籍図及び地籍簿

2 閲覧期間

令和4年11月29日から令和4年12月20日まで。ただし、令和4年12月1日、令和4年12月3日、令和4年12月5日、令和4年12月7日、令和4年12月10日、令和4年12月11日、令和4年12月18日及び令和4年12月19日を除く。

3 閲覧時間

午前9時30分から午後3時まで

4 閲覧場所

伊勢市生涯学習センター

5 閲覧の結果、誤り等があると認めた場合は、上記の閲覧期間内に、伊勢市に対し訂正の申出をすることができます。

6 誤り等訂正の申出は、書面によることとなっているので、各自印章を持参してください。

7 誤り等訂正申出書の用紙は、請求があれば閲覧場所で交付します。